

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を次のとおり定める。

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例

令和6年3月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第27号）第3条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する給料の月額から当該額にそれぞれ10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市長及び副市長の給料の月額を減額するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。